

下水道使用料改定のお知らせ

下水道は、健康で快適な生活環境と豊かな自然を守るために大切な役割を担う公共施設です。市では、1日も早く多くのみなさんに下水道を利用していただくために、普及に努めてきました。その結果、下水道の整備水準を表わす人口普及率は28・0パーセント（平成15年度末）に達しましたが、岡山県平均の45・6パーセントに比べ

とまだまだ低い状況です。

その一方で、施設の維持管理費や施設を建設するために借り入れた市債の元利償還金が増加しており、このたび、使用料の改定をお願いしなければならぬ状況になりました。今後、事業運営の合理化や効率化に努めていきますので、ご理解をお願いいたします。

新しい料金は、平成17年1月以降の使用分（3月以降の検針分）から適用し、上記表のとおりです。平均改定率は約25パーセントとなり、一般世帯で2か月に40立方メートル使用した場合、619円の増加（消費税額を含む）になります。

なお、下水道使用料は2か月ごとに水道料金と合わせてお願いしています。

下水道使用料についてのお問い合わせは、市下水道課 32-2100へどうぞ。

改定料金表（2か月につき）

上水道の使用区分	料金区分	使用水量	下水道使用料(円)		
			現行単価(税別)	改定単価(税込)	
一般用	基本料金	20m ³ まで	2,200	2,624	
	超過料金	1m ³ につき	21～40m ³	135	157
			41～60m ³	140	173
			61～100m ³	150	194
			101～200m ³	155	210
			201～1,000m ³	165	236
		1,001m ³ ～	175	262	
湯屋用	基本料金	20m ³ まで	2,200	2,624	
	超過料金	20m ³ を超える1m ³ につき	23	36	
臨時用		1m ³ につき	175	183	

現行単価は消費税別、改定単価は消費税を含んでいます

市町村合併についてのお知らせ

総務省が津山地域の合併を決定

津山市が、加茂町・阿波村・勝北町・久米町を平成17年2月28日に編入することについて、10月20日、総務省から官報告示されました。

津山地域の5市町村は、5月の合併調印後、各市町村議会で議決し、県知事に対して申請を行いました。そして、9月の県議会で承認、県知事が決定し、総務省に届け出がされています。

新生津山市は、人口約11万1、500人（現在約9万人）、面積506・4平方キロメートル（現在185・7平方キロメートル）となります。

これからの予定

現在、事業の調整作業も大詰めを迎え、12月の市議会において条例改正を行う予定です。なお、合併までには、市民生活に大きくかわる事項を集めて「暮らしの便利帳」を作成し、みなさんにお知らせする予定です。

市町村合併についてのお問い合わせは、市合併推進室 32-2165へどうぞ。

委員の就任

教育委員会委員

岸本伍郎さん（山北）が、教育委員会委員に就任されました。委員の任期は10月1日から平成20年9月30日までの4年間です。

監査委員

監査委員の玉置嘉昭さん（鏡野町）が再任されました。委員の任期は10月1日から平成20年9月30日までの4年間です。

津山再発見!!
いきいきウォーキング

とき:11月26日(金)午前9時～11時(少雨決行) ところ:佐良山農業研修施設集合(吉井川河岸を歩きます) 参加費:50円(保険料など) 持ってくるもの:タオル、お茶など 動きやすい服装で参加 申込・問い合わせ先:市健康増進課 32-2069へ